

## 民事訴訟の応訴について（報告）

クリーンセンターくれ管理運営事業の受託者である呉環境サービス株式会社から、呉市に対し、委託料等を請求する訴訟が提起されましたので、これに応訴します。

### 1 事件番号等

令和 4 年（ワ）第 2 1 7 9 6 号 委託料等請求事件

### 2 提訴年月日

令和 4 年 8 月 3 0 日（訴状受理年月日 同年 9 月 2 2 日）

### 3 原告

呉市宝町 5 番 3 号  
呉環境サービス株式会社  
代表取締役 梅中 賢一

### 4 訴額

1 7 億 9 , 9 4 1 万 7 7 8 円

### 5 管轄裁判所

東京地方裁判所

### 6 原告の訴えの内容

原告は、呉市の委託を受けてクリーンセンターくれ（一般廃棄物処理施設）の管理運営を行っているが、呉市は、令和元年 1 0 月 3 1 日及び令和 2 年 1 0 月 2 9 日に発生したクリーンセンターくれのごみ破碎選別施設の火災（以下「本件火災」といいます。）により原告が当該ごみ破碎選別施設を稼働させなかったことを理由に、当該管理運営事業に係る委託料を支払わない。

しかし、本件火災は、呉市の責めに帰すべき事由により生じたものであり、呉市の委託料の不払には理由がないとして、原告は、呉市に対し、クリーンセンターくれの管理運営事業契約に基づく2020年度第4四半期及び2021年度第1四半期の各委託料並びに原告が負担したごみ破碎選別施設の復旧工事費用の支払を求めるものです。

## 7 今後の予定

第1回口頭弁論期日 令和4年10月17日（月）午後1時15分 東京地方裁判所